

ドキュメント
9.28

報告・抗議集会 記者会見

◆始めに弁護団を代表して徳田靖之弁護士から弁護団声明を發表します。

<徳田弁護士>

(前ページの声明文を読みあげる)

◆次に河合弘之弁護士から今日の決定についての総論的評価をお願いします。

<河合弁護士>

よくまあ、こんなひどい決定が出たなあと思うくらい行政・原子力村・電力側べったりの決定です。原点に返って考えると、火山にしても地震にしても全部、予測と平均値による統計的处理と、それによって安全を認定しているという危うさが本当に忘れられているなあ、と思います。

火山についていうと、いつ頃こういう規模の噴火が起きるかという『積極的予測』は無理だということは火山学者は殆ど認めています。「そんなことが出来たら苦労しないです」と言っています。それを前提に火山ガイドはできている。「いくらなんでも違うでしょ」と言ったのが二つの高裁決定なんだけど、それすらも、ひっくり返して火山ガイドでいいんだと。

もう一つは、いつごろ来そうだ、どこに来そうだというのが『積極的予測』だとすると、『消極的予測』というの

があります。ここからこの間の期間は、破局的噴火とか、中程度の噴火が来ないよというのは『消極的予測』なんです。それは『積極的予測』よりももっと難しい。もっと難しいのに、平然とやって見せているのが電力・規制委員会なんだけども、それを唯々諾々として認めた。この間は来ないよと、伊方原発の運転期間中はそういう破局的噴火は来ないよという予測を認めた。

それと同じことは、基準地震動についてもいえることです。こういう地震がいつごろ来そうだというのが『積極的予測』。大地震について『積極的予測』が成功した事例は、日本の歴史上、世界の歴史上一つもない。「大きな地震が明日来るぞ」と言っていた中した事例は一つもないわけです。北海道もそう、大阪もそうだし、予測されたものなんて一つもない。

『積極的予測』というのは難しい、ほとんど不可能だというのは、今の地震学者の共通認識です。予測が難しいという理由は、3つしかない。

地震はキッチンとしたデータがそろうようになってからまだ二十数年。阪神淡路大震災以後、非常に緻密なデータが取られるようになった。それ以前は非常に雑駁なデータしかない。データ不足ということが一つ。

二つ目は、実験ができない。本当に模型作って揺らしてみることではできても、地震はどうやって起きるんだ、地震を起こしてみる実験はできない。

データが少ない、実験ができない。しかも見えない。

地震が起きるのは、地下30キロとか50キロとか多い場合は100キロ近い。見れないですね。見れない、実験できない、データが不足している。そのために、『積極的予測』というのは、ほとんどできていない。

今度は逆に『消極的予測』というのは、この期間はこういう規模の地震は来ないということが予測できるかというと、『積極的予測』よりもっと難しいわけです。だけど、来ないはずだ、平均値、それからこうこういう計算式、予測、仮説、こういうものを組み立てて『消極的予測』をしている。それを計算して、その予測の上に原発を動かしているわけです。



火山についても同じです。さっきの三重苦は同じなんです。データが少ないのは、地震よりもっと少ないですよ。実験が出来ない、地中深くで起きていて、なかなかレントゲンみたいに見られない。こういう三重苦であるということでは、火山学も同じです。

火山学においても、『積極的予測』はできないと言うふうに学者レベルでは認定しているのに、今回はなんか変な理屈つけて「できる」もしくは「消極的予測はできる」という認定になっている。予測と仮説と何だかよく分からない確率計算によって、原発を動かしていいの？僕はいいないと主張したいのです。

そのいけない理由は、原発の被害は、質的にも量的にも、他の被害と全然違います。国が亡びるような事故って原発事故しかないんです。地震とか津波とかでは国は滅びないんです。あるとすれば戦争かもしれません。それは、外交などで人為的に避けられる。

しかし、原発事故は起きれば国が亡びるような、そういう災害をもたらすわけだから、それは絶対に予測なんかで決めてはいけないというような議論のところまで、もう一回やり直さなければ、今日みたいな決定はどうにもならないなあと思っています。

この裁判、仮処分を、起こした時は竹内裁判長でした。竹内裁判長は、人権裁判などでいい裁判長だと思って期待していたんですが、任期の関係で転勤してしまった。次に来た佐藤さんは、何を考えているんだか良く解らない。ボクが「大体一度も質問もしないで、あなた方は、記録をちゃんと読んでいるのか！」と言ったら、ものすごい顔をして「心外なことをおっしゃる」と。

僕も普通なら裁判官に礼儀正しい方なんですが、ちょっと挑発してやれと思って、「よく読んでないから、良く解らないから質問できないんじゃないの？」と言ったら「そういうことを言われて心外だ」と怒った。その時だけは気合が入ってたんだけど、「じゃあ、まじめにやって」というと「そのあと質問します」と言うけれども、ろくな質問は出てこないですよ。

記録を読んだとは思えないような質問だったんです。これは駄目だねって思っていたらやっぱり駄目な決定が出たんです。

私たちのたたかいは、去年の12月に広島高裁から良い決定をもらったんだけど、その後は、ボロボロ負けが続けます。もう一回ここで新規巻きなおして、新しい視点で考えなきゃいけないかなということを考えています。こんな決定をもらったくらいで、私たちは屁とも思っていないから、全然へこたれません。また、今までと同じように、粘り強く、たたかっていきたいと思っています。

<南守弁護士>

長いものなので、全て説明するのは大変なんです、簡単に言うと、読むに値しないと。

最悪とまでは言わないが、かなり悪い方の部類の決定で、適当に住民側の主張を聞いて、四国電力側を勝たすという路線を決めて、そこに四国電力の証拠を適宜盛り込んでいった。そう言うふうな感じかなと思います。

最後に出した書面の時に顕著だったんですが、最後の最後に、こちら新しい書面を出したんですが、裁判長はこちらが出した書面に対しては、反論をうながしましたが、四国電力が出した書面に対してはこちらに反論しろとは、一切言わずに終わらせたという事実もあります。

非常に残念と言えば残念です、こんな決定が積み重なっていくと本当に残念な決定が出てくる可能性もあると思いますので、今後どのようにたたかっていけば、勝てる決定が出るのか、今回の決定を踏まえて真摯に反省をしていかなければ未来はないのではと思う次第です。

<申立人の中山田さん>

こんな決定を受けるために、私たちは裁判を起こしたわけじゃないですよ。本当にそう思いました。そもそも、どうしたら一電力会社の一原子力発電所の操業によって、大分に居る私たちが、ここで生きるという権利が脅かされなければいけないのかという理由は、何処にもないでしょう。

電気を発電する発電所のために、どうして今の私の暮らしが、脅かされないといけないのか。それは私一人ではなく、伊方の周囲の人、全国原発のあるところの人たちの権利だと思います。

福島の後、福島のような事故は絶対に起こさないっていうのが、原子力関係者の命題だったはずだと思うんですよ。



ね。それは、電力会社だけでなく、政府だけでなく、私たちにも責任があると思うんですね。フクシマが起きた時、自分は何してたんだろうって、思いました。

だから、私たち責任を果たすという気持ちでこの裁判を起こしたと思うんですね。そういう気持ちで裁判をやった

んですけど「こんな判決をうけるために裁判やってんじゃねえよ」っていう気持ちですかね。

<申立人の小坂さん>

この伊方裁判は四か所でほとんど同時に起こされました。これまで一勝四敗です。これから高松高裁や山口地裁岩国支部でも決定が出ますので、まだまだあきらめることはありません。昨年8月に四国電力は電気料金の値下げを計画していましたが、値下げを延期しました。この一年近く原発が動いていないために、300億円以上の損失を出したからです。

このように原発が動いたり止まったりのたたかいが続けることが私たちのたたかい方です。

◆報道機関の方からの質疑応答の時間とします

<A 新聞>

戦略を練り直すというお話しでしたが、どのように？

<徳田弁護士>

即時抗告してどのようにたたかうかということについては、これから弁護団で検討していかなければならないと思う。訴えたいと思っているのは、国民の六割以上が原発再稼働に反対して、原発は止めるべきだという意見を一貫して表明し続けている。そういう国民の声を裁判所は、今日の決定の中に全く触れられていない。

私はそのことを司法をとおしてキチンと訴えていかなければならないと。福島第一原子力発電所の事故、この未曾有の事故がなぜ起こったのか、当時の最高レベルで科学的な学者を集めて、あのような事故が起こらない想定で始めたはずなのに、あの事故が起こってしまった。

このことを今回の決定は、全く考えていないのではないかな。自然災害が起こりうるのかという予測に関しては、著しい無理があるということを、今日の決定は全く踏まえていない。そういうことで、最も原則的なところに的を絞りたいと思っています。細かい所は、具体的に練ったうえで、検討をしていきたいと思います。福岡高裁に求めていく、そんなことを考えています。

<A 新聞>

3月に規制庁が制定した「火山ガイドの考え方」っていうのは、今回の決定に反映されていますか？

<南守弁護士>

かなりと言えるかどうかというのは、評価になるところではあるのですが、この決定の書き方としては、「社会通念上、無視しうる」というようなことを先に出した後に、規制庁の内容にも沿ってというような事を書いていますので、やはり影響は大きいのではないかと見て取れるところですよ。

<河合弁護士>

一体何が明確な根拠なのかっていうのは、よく解らないんです。「社会通念」ですね。社会通念上リスクというのは差し迫ったものとは言えないということが示されているが、無視できますよというふうな認定になっています。我々が主張している、発生頻度が著しく小さいといっても原子力発電所に求められる安全性からして、随分小さいと言うふうには言えないじゃないかというところは、全く入れられていません。

<B 新聞>

社会通念というものを裁判所が理解する時に、彼らはど



うやって理解しようとしているんでしょうか？

<河合弁護士>

これは、非常に鋭く、かつ、答えるのは難しいのですが。「社会通念」というのは、一般的な「社会常識」みたいなものだと思うんですが。

この裁判官が考える社会通念というのがよく解りません。ある意味そこが説明できないからこそ「社会通念」という言葉を使っている。これまでの裁判の歴史からしても、非常に恣意的に使われて来た「ワード」だなあと受け止めています。

日本には国民投票という制度はないでしょ、そうすると民主的な選挙で選ばれた国会が決めるのかなあ。そうすると法律が世論だよなあと。そうすると政令、その下の省令、そうするとそれが社会通念だよな、という考え方もあるんですよ。

もう一つは、何となく裁判所が、恣意的に都合よく仕上げるもの。ある意味では、社会通念というゴミ箱があって、そこに全部投げ込んでしまう。そういう使い方。

例えば、VEI-6なんて言うすごい破局的被害を予測した建築基準法の規制はないじゃないの、とか。みんなそんなこと、気にしてないでしょ、とか。VEI-6 に対しての災害対策、練られていませんよね。ということは、みんな気にしてないってことですよ。気にしてないってことは、社

会通念上、そういうことは無視するってことですよね。

そういう、都合のいいことだけを、社会通念ということにしちゃって、法律を、曲げてしまう。

< C 通信 >

今後の戦略について、抗告以外の選択肢は？

< 河合弁護士 >

ボクが今考えているのは、科学技術には絶対性はないよねって、絶対安全ってないよねって。確かに失敗は成功の母で、失敗から、開発・改良・失敗・改良・そしてまた失敗・改良とラセン状に人類は進歩してきた。だから一回の失敗なんかでは諦めてはいけないんだと。相対的なものなんです。絶対的な安全性ではなく、相対的な安全性だね。じゃあ、相対的安全性ってなんなの？確率はどれくらいなの？何年に一回ならいいの？そういう議論になってくるわけですね。

それが結局、社会通念ってごまかされてしまった。

だから、ボクはそういう細かい技術的論争はもう、シャットアウト！どんなに精緻なデータを使っても、地震学・火山学・津波学というのはデータが少ない、実験できない、見えない、この三重苦なんだから。

所詮は科学技術は未熟なんです。それに基づいて、最も危険な原発を動かしていいとか、いけない、なんて決めることが間違いだと。憲法の中心は、人権ですよ。基本的人権を根本的に冒しているし、原発が壊滅的事故を起こしたら、国土が消滅するかもしれない。国家あっての憲法でしょ？憲法がそんな国家を毀損するかもしれないようなものを、承認するはずないよね、というような論理で、違憲論まで正面に出して、たたかう。そういうふうにしなないと勝てないのではないかと最近思っています。

ここのたたかいで言うと、戦略というのはいくつかあって、即時抗告をして、福岡高裁でたたかう。それからもう一つは、こっちで新たに、今言ったような骨太な議論でたたかう。

即時抗告しないと、ここで認めたことになるんじゃないか。だから、たたかい続ける意味はあるんですけども。これを別の人が新たな、もう一つのさっき言った、骨太な理由で、絶対に原発は止めなきゃいけない。原発は憲法違反なんだから「止めろ！」っていう、それだけで判断しろっていうね、そういう仮処分を起こすっていうのも、一つの手なのではと。

一番消極的なのは、それもやらない、即時抗告もしないと。まあ、3つくらいですかね。どれにするかは、皆さんとよく協議をして、決めるべきことだと思います。

< C 通信 >

並行して行われるのでしょうか？

< 河合弁護士 >

そうですね、徳田先生はそういうのを両方でやるのも面白いんじゃないのっておっしゃっていて、人的・物的資源の量に関係するかなとおもいますけど。確かに両方やるというのも選択肢の一つかと思います。

< 徳田弁護士 >

私たちは、弁護士ですので、勝負は法律で決めたいと思っています。原子力規制委員会が出した結論が正しいなんて誰が検証できるのか。福島原発でも原子力規制委員会なんて信用できないという議論が起きているじゃないですか。福井地裁や大津地裁がだした結果を、前面に掲げる必要があるのではないかと。それを採用した樋口・山本裁判官のような人がいるわけですから、そんな裁判官が居ることを我々は信頼してやっていきたいのと、大分はこれだけの盛り上がりがあるんです。伊方原発を止めたいという熱意が。

応援しているという人がたくさんいるという、この運動をこれからどう広げていくのかということ、しっかりと考えて、今後の方針を決めていかなければいけない。昨日の会議では即時抗告をすると決めています。

< 河合弁護士 >

大事なことは、裁判官がボクたちに勝たせる、憲法的あるいは人間的な思い、それがあることがまず第一です。そしてもう一つ、技術的論争に耐える理解力。しかし、正直あまりにも難しく、裁判官は耐えられないと思います。原発なんか危ないからやめた方がいいよなんて思ってる裁判官もあまりにも難しい議論になるから、自信をもって書けなくなっちゃう。自信をもって書けないと、恥をかくのもいやだから、御用学者や権力や、行政や大会社の言うとおりにやっつくかということになっちゃう。もし、僕たちが骨太な議論をして、争点を2点か3点にして求めたら、前任の竹内裁判長も書いていってくれたかもしれない。

13も論点並べるのをやめて、骨太な、地震学も津波学も火山学もそんなもの頼りにならない、原発動かしたりするなよっていう、そういう分かりやすい議論をもう一回する必要があるのではないかと、思っています。

◆これで報告集会及び記者会見を終了します。

(編集部で少し短縮しました)

< VEI > 火山爆発指数 Volcanic Explosivity Index

火山そのものの大きさではなく、その時々爆発の大きさの指標である。噴出物の量で、0から8に区分され、8が最大規模である。

9万年前の阿蘇山噴火はVEI-7の噴火規模であった。日本の最近の噴火では、1914年の桜島の噴火はVEI-4、1990年の雲仙岳の噴火はVEI-3。1707年の富士山の宝永大噴火はVEI-5。